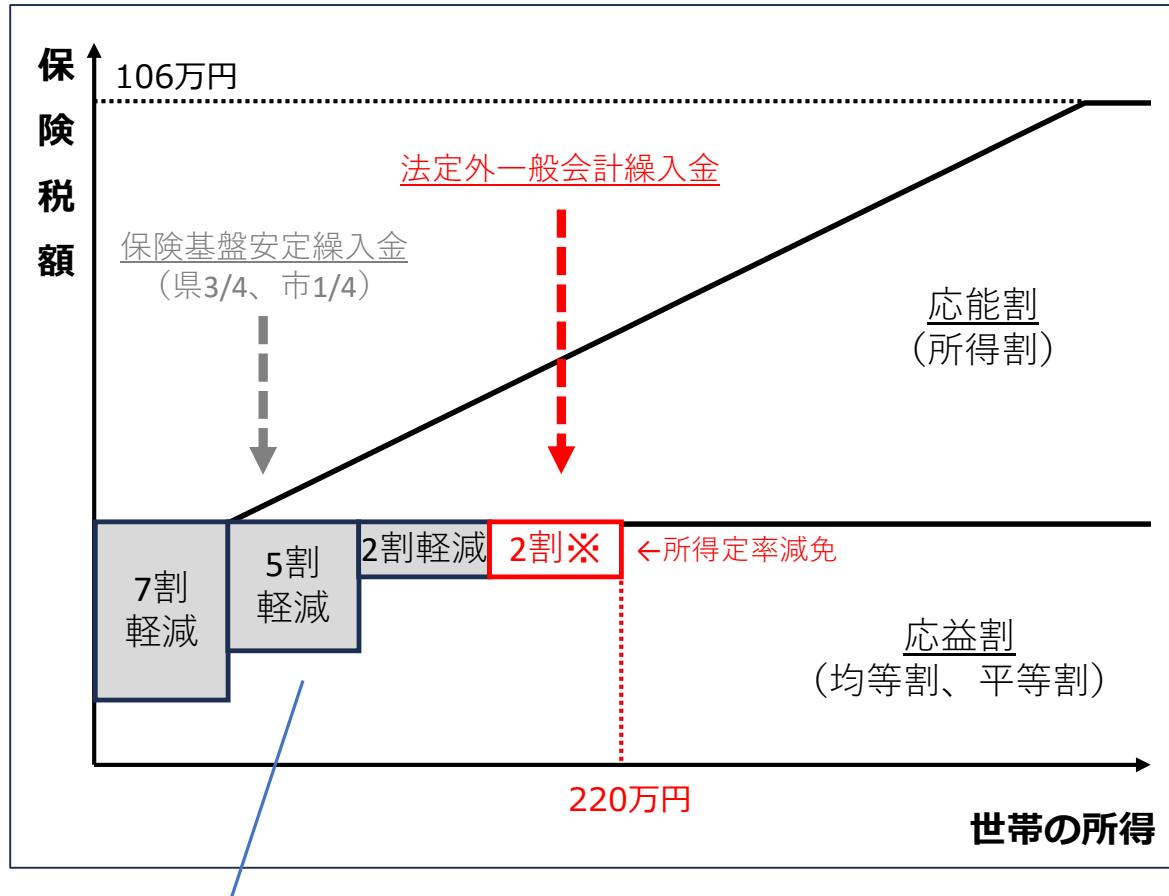


国民健康保険税に係る減免制度について

減免制度全体のイメージ



7割輕減 $43\text{万円} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ 以下の世帯

5割輕減 $43\text{万円} + (29.5\text{万円} \times \text{国保加入者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ 以下の世帯

2割輕減 $43\text{万円} + (54.5\text{万円} \times \text{国保加入者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ 以下の世帯

【法定減免等】

- ※標準化後もシステム対応
- 非自発的失業軽減
(倒産、解雇等の離職者)
- 産前産後期間軽減
(出産被保険者)
- 旧被扶養者軽減
(社保→後期の被扶養者)
- 未就学児均等割軽減
(6歳までの未就学児)
- 特定世帯軽減
(国保→後期の被扶養者)

【市独自の減免】

- ※標準化後はシステム対応不可
- 所得急減世帯への軽減
(失業、疾病、被災世帯)

所得定率減免について

開始の背景

納付金・標準保険税率の設定

H30年度から国保の財政運営の主体が愛知県となり、県が各市町村の納付金・標準保険税率を設定する
※標準保険税率　所得割10.68% 均等割45,012円 平等割29,685円
H30保険税率　所得割 7.17% 均等割31,500円 平等割28,400円

赤字解消計画の作成

国保の財政基盤強化のため、愛知県が市町村の決算補填等が目的の一般会計繰入れ（赤字繰入）解消に向けた計画を作成（本市もH30～R4年度までの解消計画作成）
※決算補填等が目的の一般会計繰入れ（H28年度 0.9億円）
歳入不足分の繰入れ、地方単独の保険税軽減分、任意給付分 など



保険税率を標準保険税率を目標に引き上げ、R4年度までの5年間で削減対象となる一般会計繰入れ（赤字繰入）の解消を目指す

◎段階的な保険税率引上げの影響について、低所得者層の負担を軽減するため、H30年度に所得定率減免を創設

国民健康保険の財政状況の推移

国民健康保険税の推移（決算）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
所得割(%)	7.17	8.14	9.05	10.05	10.72	11.73
均等割(円)	31,500	35,500	39,200	39,200	46,400	52,600
平等割(円)	28,400	29,000	29,200	29,200	30,200	32,300
保険税収入(千円)	844,226	893,184	940,313	935,086	1,011,490	1,064,464

一般会計繰入金の推移（決算）

(単位：千円)	H30	R1	R2	R3	R4	R5
一般会計繰入金	467,017	445,461	395,247	317,057	278,207	300,670
法定外 繰入	赤字繰入	259,218	188,115	78,500	56,905	0
	その他	28,160	67,022	117,853	59,384	61,689
(参考)上記その他のうち 所得定率減免相当分	-	(11,634)	(12,601)	(11,909)	(12,440)	(13,407)

◎段階的な保険税率引上げにより、赤字繰入はR4まで解消

所得定率減免の状況について

所得定率減免の対象者数の推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
世帯数（世帯）	983	924	957	931	892	853	818
対象者数（人）	—	1,252	1,267	1,194	1,117	1,094	1,037
減免額（千円）	—	11,634	12,601	11,909	12,440	13,407	12,756

(参考) R6総数5,287世帯、7割軽減：1,182世帯、5割軽減：593世帯、2割軽減：550世帯（計2,325世帯、44%）

低所得者に係る保険税軽減措置(法定減免)の見直し

低所得者の保険税軽減措置は毎年見直しが行われ、軽減判定基準額が上昇

(H30軽減判定基準額) ※特定同一世帯所属者含む

7割軽減	<u>33万円</u>
5割軽減	<u>33万円</u> + (<u>27.5万円</u> ×国保加入者数※)
2割軽減	<u>33万円</u> + (<u>50.0万円</u> ×国保加入者数※)

(R6軽減判定基準額) ※特定同一世帯所属者含む

7割軽減	<u>43万円</u> +10万円×（給与所得者等の数－1）
5割軽減	<u>43万円</u> + (<u>29.5万円</u> ×国保加入者数※)+10万円×（給与所得者等の数－1）
2割軽減	<u>43万円</u> + (<u>54.5万円</u> ×国保加入者数※)+10万円×（給与所得者等の数－1）